

○共立蒲原総合病院組合職員に関する退職手当の調整額に関する規則

〔平成18年4月23日〕
規則第6号

改正 平成18年8月1日規則第8号

平成19年3月29日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、静岡県市町総合事務組合退職手当条例（昭和37年組合告示第9号。以下「条例」という。）第8条の4第1項各号に定める職員の区分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 退職した者は、その者の基礎在職期間（条例第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月数に順位を付す方法等)

第3条 前条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月数が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月数のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日に近い月に係るものを先順位とする。

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第2条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基

礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(委任)

第5条 この規則に規定するもののほか、退職手当の調整額に係る職員の区分について必要な事項は、管理者がその都度定める。

附 則（平成18年4月23日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)4級の項に掲げる職のうち院長の職であった者
第2号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)4級の項に掲げる職のうち副院長の職であった者
第3号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)3級の項に掲げる職のうち部長の職であった者
第4号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)7級の適用を受けていた者 (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)3級の項に掲げる職のうち科長の職であった者 (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2)6級の項に掲げる職のうち薬局長の職であった者 (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)6級の適用を受けていた者 (5) 平成8年4月1日から平成17年11月30日までの間において適用されていた共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「平成8年4月以後平成17年11月以前の給与条例」という。）別表第6級別職務分類表の教育職給料表3級の項に掲げる職のうち副校長の職であった者
第5号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)6級の適用を受けていた者 (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)2級の適用を受けていた者 (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2)6級の項に掲げる職のうち技師長の職であった者及び5級の項に掲げる職のうち副薬局長の職であった者 (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)5級の項に掲げる職のうち副総看護師長、看護師長、介護長及び課長の職であった者 (5) 平成8年4月以後平成17年11月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の教育職給料表3級の項に掲げる職のうち課長の職であった者
第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)5級の適用を受けていた者 (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別

	<p>職務分類表の医療職給料表(2) 5級の項に掲げる職のうち副技師長及び主任の職であった者</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3) 5級の項に掲げる職のうち係長及び主任の職であった者</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成17年11月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の教育職給料表2級の項に掲げる職のうち係長の職であった者</p>
第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1) 4級の適用を受けていた者</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2) 4級の適用を受けていた者並びに第5号区分及び第6号区分に属しない医療職給料表(2) 5級の適用を受けていた者</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3) 4級の適用を受けていた者</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成17年11月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の教育職給料表2級の項に掲げる職のうち主任の職であった者</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の給与条例」という。)別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 4級の項に掲げる職のうち院長の職であった者</p> <p>(2) 平成19年4月1日以後適用されている共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下「平成19年4月以後の給与条例」という。)別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 5級の適用を受けていた者</p>
第2号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 4級の項に掲げる職のうち副院長の職であった者</p> <p>(2) 平成19年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 4級の適用を受けていた者</p>
第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下「平成18年4月以後の給与条例」という。)別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 3級の項に掲げる職のうち部長の職であった者
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1) 6級の適用を受けていた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1) 3級の項に掲げる職のうち科長の職であった者</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2) 6級の項に掲げる職のうち薬局長の職であった者</p>

	(4) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)6級の適用を受けていた者
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)5級の適用を受けていた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(1)2級の適用を受けていた者</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2)6級の項に掲げる職のうち技師長の職であった者及び5級の項に掲げる職のうち副薬局長の職であった者</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)5級の項に掲げる職のうち副看護部長、看護師長、介護長及び課長の職であった者</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)4級の適用を受けていた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2)5級の項に掲げる職のうち副技師長及び主任の職であった者</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)5級の項に掲げる職のうち係長及び主任の職であった者</p>
第7号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の行政職給料表(1)3級の適用を受けていた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(2)4級の適用を受けていた者並びに第5号区分及び第6号区分に属しない医療職給料表(2)5級の適用を受けていた者</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例別表第6級別職務分類表の医療職給料表(3)4級の適用を受けていた者</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者